

○北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱改正（案） 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 名寄市及び士別市は、定住自立圏形成協定により形成された北・北海道中央圏の将来像及び当該協定に基づき推進する具体的な取組内容等を記載する定住自立圏共生ビジョンの策定に関して、関係者等の意見を反映するため、北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。</p> <p>（職務）</p> <p>第2条 懇談会は、北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関する事項について検討を行う。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 懇談会は、委員22人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者等の中から、名寄市長及び士別市長が依頼する。</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（座長及び副座長）</p> <p>第5条 懇談会に、座長及び副座長を各1人置く。</p> <p>2 座長は委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。</p> <p>3 座長は、会務を総括する。</p>	<p style="text-align: center;">北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 名寄市及び士別市は、定住自立圏形成協定により形成された北・北海道中央圏の将来像及び当該協定に基づき推進する具体的な取組内容等を記載する定住自立圏共生ビジョンの策定に関して、関係者等の意見を反映するため、北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。</p> <p>（職務）</p> <p>第2条 懇談会は、北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に関する事項について検討を行う。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 懇談会は、委員22人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、定住自立圏形成協定に関連する分野の関係者等の中から、名寄市長及び士別市長が依頼する。</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（座長及び副座長）</p> <p>第5条 懇談会に、座長及び副座長を各1人置く。</p> <p>2 座長は委員の互選により定め、副座長は座長が指名する委員をもって充てる。</p> <p>3 座長は、会務を総括する。</p>

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、名寄市総合政策部総合政策課及び士別市総務部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年12月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、名寄市総務部総合政策室及び士別市総務部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年12月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。